告示

○消費者庁告示第八号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

平成二十八年四月二十一日

消費者庁長官　板東久美子

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人消費者被害防止ネットワーク東海	名古屋市中区丸の内二丁目18番22号	名古屋市中区丸の内二丁目18番22号	平成二十八年四月十二日

○中央選挙管理会告示第十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百一条の二第二項及び第三項の規定に基づき、平成二十六年十二月十四日執行の衆議院比例代表選出議員選挙近畿選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名を次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十一日

中央選挙管理会委員長　神崎　浩昭

衆議院名簿届出政党等の名称	当選人の住所	当選人の氏名
民主党	京都府京都市右京区西院西田町三〇番地ロイヤル北神シャトー四〇一	圭朗

○法務省告示第百九十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社本石産業	福岡県朝倉市堤千七百六十三番地
かわらぶき	

○法務省告示第百九十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表株式会社ＫＴフーズの項中「岐阜県岐阜市茜部野瀬二丁目六十五番地一」を「岐阜県岐阜市六条大溝二丁目六番十一号」に改める。

○法務省告示第二百号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

さくらＧＳ株式会社	神奈川県横浜市神奈川区恵比須町七番地の九
めっき	

○法務省告示第二百一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

有限会社コーアファーム	北海道札幌市西区発寒十五条一丁目一番一号
惣菜製造業	

○法務省告示第二百二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

赤嶺清一	沖縄県那覇市田原二百三十一―六
耕種農業	
上地高司	沖縄県石垣市字真栄里四十五番地三
耕種農業	
渡眞利貞光	沖縄県宮古島市平良字松原六十一番地
耕種農業	

○法務省告示第二百三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表日特建設株式会社の項中「東京都中央区銀座八丁目十四番十四号」を「東京都中央区東日本橋三丁目十番六号」に改める。

第二号ロの表株式会社ひたち農園の項中「畜産農業」の下に「、惣菜製造業」を加え、同表に次のように加える。

株式会社ニッコー	神奈川県大和市福田千九百六十六番地
惣菜製造業	

○法務省告示第二百四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

北斗株式会社	宮城県気仙沼市最知荒沢百九十二番地一
溶接	

○法務省告示第二百五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十一日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社栁賛建設工業	福島県郡山市富久山町久保田字水神山八番地
型枠施工	